

松阪市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

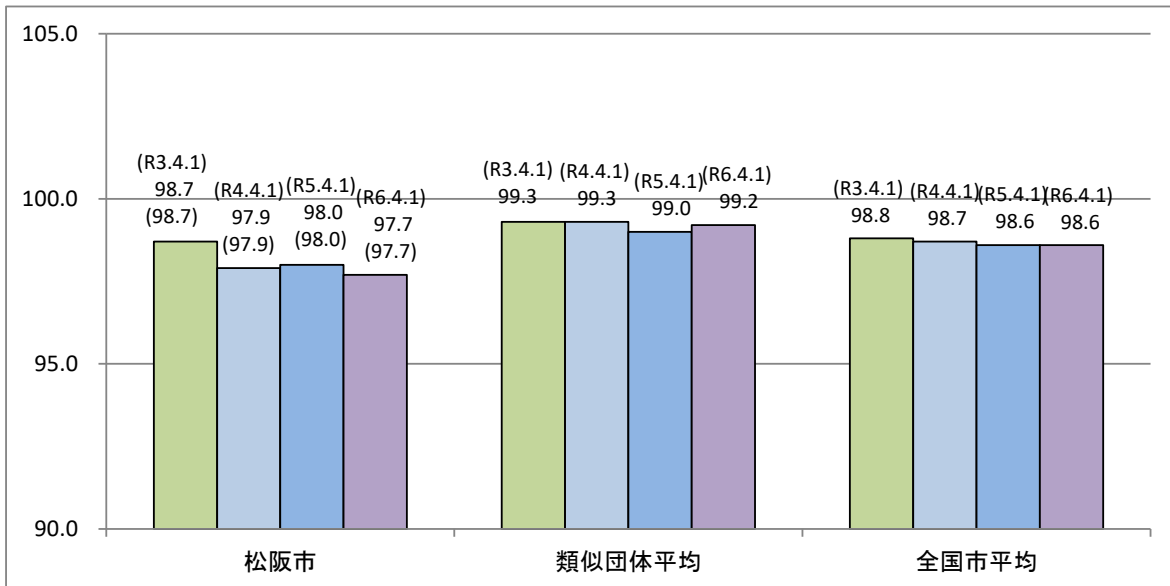
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 157,316	千円 73,090,793	千円 2,411,251	千円 11,765,509	% 16.1	% 16.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 1,225	千円 4,540,168	千円 756,644	千円 1,855,618	千円 7,152,430	千円 5,839	千円 6,223

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

〔 実施 〕 未実施 〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
--

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松阪市	42.6 歳	324,568 円	383,358 円	353,492 円
三重県	43.5 歳	331,132 円	420,711 円	— 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.5 歳	324,252 円	413,722 円	369,734 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (試算値)
松 阪 市	49.4 歳	169 人	311,705 円	342,421 円	321,149 円	5,576,301 円
うち清掃職員	49.5 歳	60 人	322,965 円	369,675 円	335,550 円	6,027,460 円
うち給食調理員	46.4 歳	20 人	277,915 円	290,840 円	283,095 円	4,791,040 円
うち用務員	53.2 歳	61 人	325,179 円	344,681 円	334,293 円	5,686,507 円
三重県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	— 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	— 円
類似団体	49.6 歳	74 人	299,190 円	343,305 円	320,751 円	— 円

(注) 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値である。

(参考：民間データ(令和5年度数値))

職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	年収ベース (試算値)	A/B
廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	4,376,300 円	117.4 %
調理士	44.7 歳	261,900 円	3,438,100 円	111.1 %
用務員	49.1 歳	244,800 円	3,297,300 円	140.8 %

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3～令和5年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松阪市	38.7 歳	316,336 円	326,468 円
三重県（小・中学校）	41.2 歳	359,168 円	— 円
類似団体	38.8 歳	304,154 円	346,663 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		松 阪 市	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	205,300 円	総合職 200,700 円 一般職 196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,800 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,700 円	— 円	— 円
	中 学 卒	169,000 円	— 円	— 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	202,400 円	— 円	— 円
	短 大 卒	184,600 円	— 円	— 円

- (注) 1 松阪市の技能労務職は、学歴区分でなく採用年齢により初任給に幅を設けている。
2 幼稚園教諭職の給料表は、平成27年度より一般行政職給料表(一)と実質同一のものに変更。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,729 円	343,422 円	377,787 円	401,030 円
	高 校 卒	225,600 円	311,100 円	347,800 円	378,710 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	337,900 円
	中 学 卒	— 円	317,800 円	334,250 円	345,500 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	268,286 円	374,920 円	386,600 円	— 円
	短 大 卒	— 円	329,600 円	386,417 円	— 円

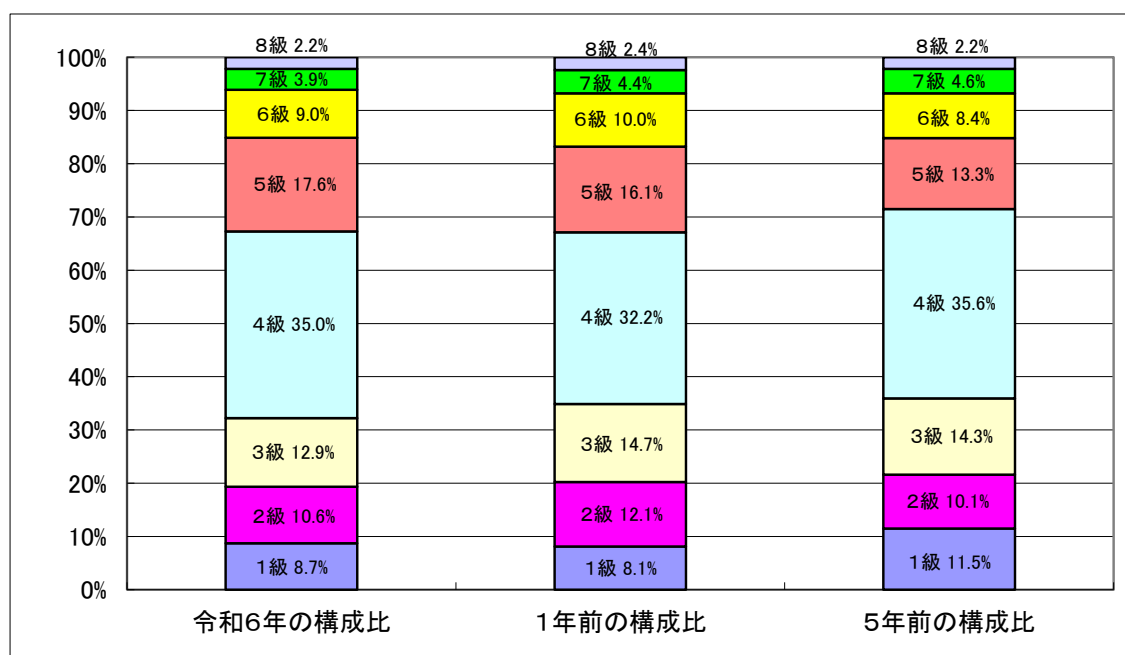
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

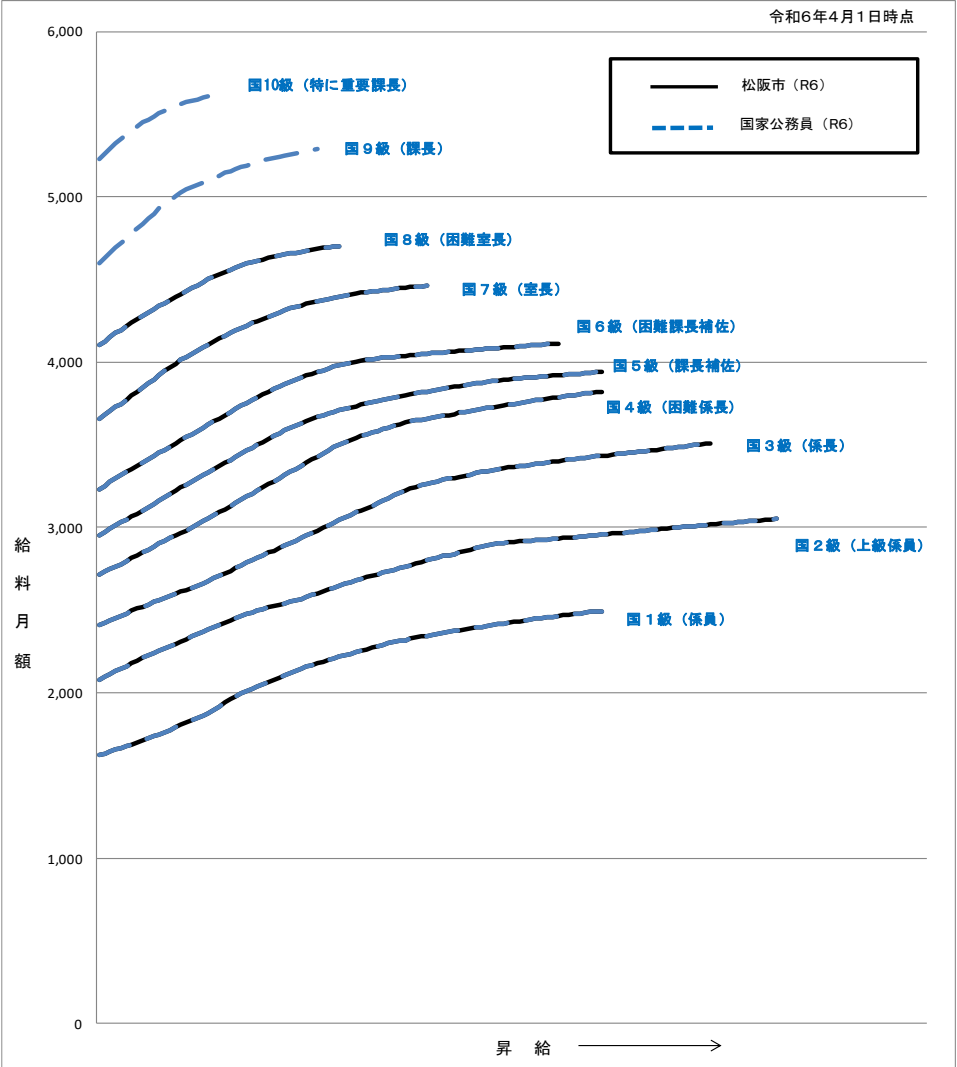
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	67	8.7	円 162,100	円 249,400
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	81	10.6	円 208,000	円 305,200
3 級	副主任	99	12.9	円 240,900	円 351,000
4 級	主任、係長	268	35.0	円 271,600	円 382,000
5 級	課長補佐、主幹	135	17.6	円 295,400	円 394,000
6 級	課長、担当監	69	9.0	円 323,100	円 411,300
7 級	次長、参事	30	3.9	円 365,500	円 446,200
8 級	部長、理事	17	2.2	円 410,300	円 470,000

(注) 1 松阪市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（松阪市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,477 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,713 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注） 1 （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

2 公営企業等（水道、市民病院等）を含む。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（松阪市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

松 阪 市	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 2～20% （退職時特別昇給 無し） 1人当たり平均支給額 4,844 千円 21,775 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45%）

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勤続・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（うち医師を除く支給実績）（令和5年度決算）		45,652千円（2,293 千円）	
支給職員1人当たり平均支給年額 （うち医師を除く支給実績）（令和5年度決算）		725千円（287 千円）	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
松阪市（医師）	16 %	55 人	16 %
津市	6 %	7 人	6 %
東京都（特別区）	20 %	1 人	20 %
松阪市（医師以外）	0 %	— 人	0 %

（注） 公営企業等（水道、市民病院等）を含む。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		10,971 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		114,279 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		7.1 %		
手当の種類（手当数）		2 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支払実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃業務従事手当	収集・焼却業務に従事する労務職員、主任職の労務職員、係長職の労務職員	清掃事業課、清掃施設課業務に従事したとき	10,902千円	収集・焼却業務に従事する労務職員日額600円、主任職の労務職員日額700円、係長職の労務職員日額900円 年始の繁忙期（年始の業務開始日から3日間。ただし、業務が行われない日は除く。）に収集、処理業務等に従事する労務職員は、当該期間に限り上記の金額に日額4,000円を加算する。
保健衛生業務従事手当	野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理をした職員、防疫のため器具を用いて消毒をした職員	野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理、防疫のために器具を用いて消毒業務に従事したとき	69千円	野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理をした職員 日額600円 防疫のため器具を用いて消毒をした職員 日額1,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事した職員	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事したとき	0千円	日額3,000円 （患者等への接触業務4,000円）
教員特殊業務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した職員	管理職を除く幼稚園教諭	0千円	週休日等5,000円[2時間以上の勤務（6時間超のとき7,500円）] 平日深夜（0時から5時まで）2,500円[1時間以上の勤務]

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	506,619 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	340 千円
支給実績（令和４年度決算）	495,582 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	325 千円

（注）１ 公営企業等（水道、市民病院等）を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価 （月額）	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和５年度決算）
扶養手当	・子……10,000円 ・子以外……6,500円 （上位級は3,500円） ・16歳から22歳までの子 がいる場合 ……5,000円加算	同		126,345 千円	246,287 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超え るものにつき支給 最高額……28,000円	同		50,073 千円	264,936 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額（定期券 等） 支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ……2,000円～31,600円	同		83,613 千円	72,455 円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・部長級……70,000円 ・次長級……62,000円 ・課長級……54,000円 ・課長補佐級……39,000 円	異	行政職 （一） 49,600～ 82,200円	175,294 千円	576,625 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その 他公務の運営の必要によ り平日深夜または週休 日、休日、年末年始の休 日等に勤務した場合に支 給 2,500円～8,000円	異	3,000円～ 12,000円	2,640 千円	11,733 円
宿日直手当	一般 （通常） 4,400円 （年末年始）10,700円	異	業務内容に 応じ4,400 円～22,000 円	- 千円	- 円
単身赴任手当	配偶者と別居し単身で生 活する職員に支給 30,000円＋距離に応じて 8,000円～70,000円加算	同		- 千円	- 円

（注）公営企業等（市民病院等）は、手当により一部内容が異なるため除く。 ７ 公営企業職員の状況を参照

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,004,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	778,000 円	1,080,000 円／ 714,000 円	588,000 円
報 酬	議 長	564,000 円	645,000 円／	520,000 円
	副 議 長	503,000 円	580,000 円／	465,000 円
	議 員	445,000 円	553,000 円／	420,000 円
期 末 手 当	市 長	(5 年度支給割合)		
	副 市 長	4.40	月分	
	議 長	(5 年度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.30	月分	
	議 員			
	備 考	※現市長の1期目及び2期目に係る退職手当については支給しない。		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

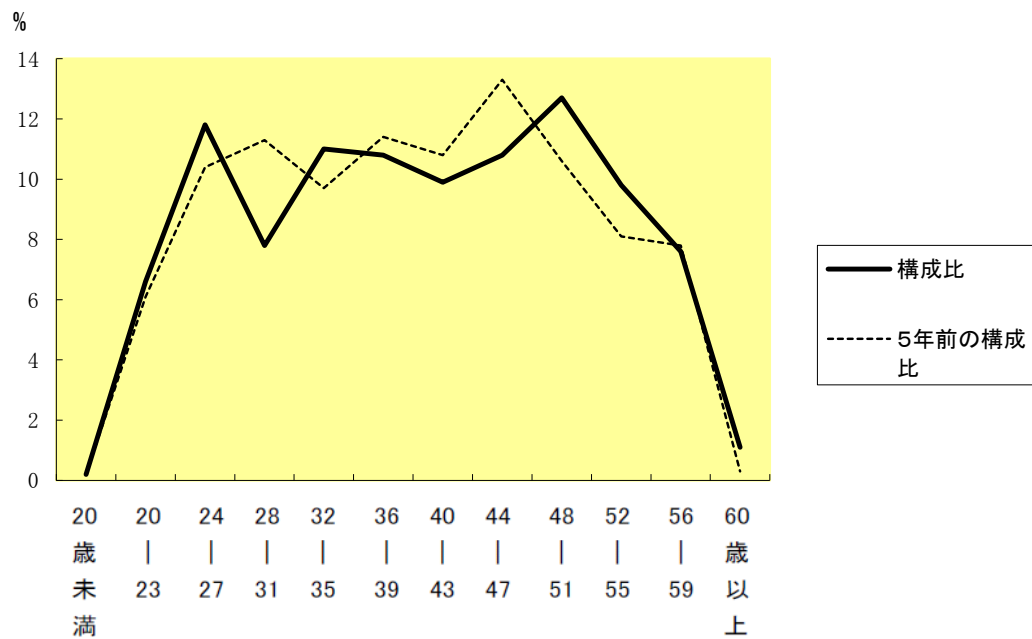
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議 会	8	8	0	
	総 務	216	217	1	体制強化による増
	税 務	76	67	△9	組織変更による減
	労 働	3	3	0	
	農林水産	44	46	2	欠員補充による増
	商 工	43	43	0	
	土 木	106	107	1	欠員補充、体制強化による増
	民 生	372	374	2	組織変更、体制強化による増
	衛 生	154	160	6	組織変更による増
	計	1,022	1,025	3	<参考> 人口1万当たり職員数 65.16 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 53.80 人)
公 企 業 会 計 部 門 等	教育部門	197	198	1	業務強化による増
	消防部門	2	2	0	
	小 計	1,221	1,225	4	<参考> 人口1万当たり職員数 77.87 人 (類似団体の人口1万当たり職員 71.58 人)
	病 院	488	508	20	体制強化による増
松阪地区広域衛生組合	水 道	34	33	△1	欠員不補充による減
	下 水	37	36	△1	欠員不補充による減
	そ の 他	65	64	△1	欠員不補充による減
	小 計	624	641	17	
合 計		1,856	1,877	21	<参考> 人口1万当たり職員数 119.3 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、県人事交流による県職員及び再任用短時間職員は除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	123人	220人	145人	205人	202人	185人	201人	237人	182人	141人	21人	1,866人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,043	1,045	1,043	1,038	1,022	1,025	△ 18 (△1.7)
教 育	195	197	194	190	197	191	△ 4 (△2.1)
消 防	2	2	2	2	2	2	0 (0.0)
普通会計	1,240	1,244	1,239	1,230	1,221	1,225	△ 15 (△1.2)
公営企業等会計	633	663	652	627	624	641	8 (1.3)
総合計	1,873	1,907	1,891	1,857	1,845	1,866	△ 7 (△0.4)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
5年度	3,444,619	130,256	224,883	6.5	6.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費116,473千円を含まない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	47	150,620	19,028	55,235	224,883	4,785	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
松 阪 市	39.6 歳	302,579 円	467,997 円
団 体 平 均	54.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,457 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-) 月分 勤勉手当 - 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

松 阪 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	2～20%		その他の加算措置		
（退職時特別昇給	無し		（退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	- 千円	4,093 千円	1人当たり平均支給額	11,058 千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
松阪市	0 %	— 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		206 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		9,810 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		56.8 %	
手当の種類（手当数）		2 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支払実績 (5年度決算)
呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の時間外呼出	206千円
年末年始呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の年末年始呼出	
			左記職員に対する支給単価
			日額 2,000円
			1件当たり 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	5,944 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	198 千円
支給実績（令和4年度決算）	6,338 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	226 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子……10,000円 ・子以外……6,500円 (上位級は3,500円) ・16歳から22歳までの子 がいる場合 ……5,000円加算	同	—	3,965 千円	233,206 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超え るものにつき支給 最高額……28,000円	同	—	1,365 千円	227,500 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額（定期券 等） 支給限度額……55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ……2,000円～31,600 円	同	—	2,556 千円	75,163 円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・部長級……70,000円 ・次長級……62,000円 ・課長級……54,000円 ・課長補佐級……39,000 円	同	—	5,016 千円	627,000 円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 4,409,858	千円 328,776	千円 222,918	% 5.1	% 5.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費160,929千円を含まない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
5年度	人 43	千円 146,525	千円 20,502	千円 55,891	千円 222,918	千円 5,184	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
松 阪 市	41.2 歳	322,623 円	508,715 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,593 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 - 月分 勤勉手当 - 月分 （ - ）月分 （ - ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

松 阪 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 2～20% （退職時特別昇給 無し） 1人当たり平均支給額 - 千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 - 月分 勤続25年 - 月分 勤続35年 - 月分 最高限度額 - 月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給） 1人当たり平均支給額 4,406 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和５年度決算）		0 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
松阪市	0 %	－ 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		44 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		7,333 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		15.8 %		
手当の種類（手当数）		2 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支払実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の時間外呼出	44千円	日額 2,000円
年未年始呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の年未年始呼出		1件当たり 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	6,331 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	264 千円
支給実績（令和4年度決算）	8,652 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	361 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子……10,000円 ・子以外……6,500円(上位級は3,500円) ・16歳から22歳までの子がいる場合 ……5,000円加算	同	—	6,210 千円	258,750 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超えるものにつき支給 最高額……28,000円	同	—	1,562 千円	208,857 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額（定期券等） 支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ……2,000円～31,600円	同	—	1,941 千円	55,443 円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・部長級……70,000円 ・次長級……62,000円 ・課長級……54,000円 ・課長補佐級……39,000円	同	—	6,720 千円	516,923 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 11,175,440	千円 137,700	千円 3,560,778	% 31.9	% 31.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はない。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
5年度	人 647	千円 1,755,028	千円 1,213,132	千円 592,618	千円 3,560,778	千円 5,504	千円 7,252

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		平 均 年 齢	基本給	平均月収額
松 阪 市	医師	37.4 歳	413,965 円	1,109,270 円
	看護師	36.6 歳	293,463 円	441,158 円
	事務職	44.0 歳	315,947 円	519,724 円
全国市町村平均	医師	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
	看護師	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
	事務職	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,577 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,493 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 - 月分 勤勉手当 - 月分 (-) 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

松 阪 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 2～20%			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 無し）			（退職時特別昇給）		
1人当たり平均支給額 - 千円			1人当たり平均支給額 3,445 千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		43,359 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		788 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
松阪市（医師）	16 %	55 人	16 %
松阪市（医師以外）	0 %	— 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			247,401 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			720,214 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			77.0 %	
手当の種類（手当数）			1 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支払実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
市民病院業務 手当	看護師、技師	検査室、手術室、透析室に勤務したとき	247,401千円	月額 5,000円
	看護師、技師	放射線室に勤務したとき		月額 6,500円
	医師、技師	解剖に従事したとき		1回 3,500円
	看護師	死後の処置及び遺体の院外搬送に従事したとき		1回 700円
	医師、看護師、技師	緊急出動したとき		1回 1,700円
	看護師、技師	変則勤務をしたとき		1回 800円
	看護師	破砕室に勤務したとき		1回 200円
	技師（治療士）	針治療に従事したとき		月額 5,000円
	医師及び歯科医師	院長		月額 350,000円
		副院長		月額 120,000円
		診療業務		給料月額100分の23～33に115,000～125,000円を加えた額（月額）
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事した職員	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事したとき		日額3,000円 （患者等への接触業務4,000円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	151,184 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	347 千円
支給実績（令和４年度決算）	143,624 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	308 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和５年度決算）
扶養手当	・子……10,000円 ・子以外……6,500円 （上位級は3,500円又は0円） ・16歳から22歳までの子 がいる場合 ……5,000円加算	同		37,993 千円	231,667 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超える ものにつき支給 最高額……28,000円	同		31,272 千円	248,191 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額（定期券 等） 支給限度額……55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対 し通勤距離に応じて ……2,000円～31,600円	同		16,256 千円	40,438 円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・病院院長……89,000円 ・病院副院長等……85,000 円 ・部長級……70,000円 ・次長級……62,000円 ・課長級……54,000円 ・課長補佐級……39,000 円	異	医療職 （一） 82,600～ 146,400円 行政職 （一） 49,600～ 82,200 円	23,340 千円	569,268 円
宿日直手当	市民病院 （通常） 医師 21,000～50,000円 技師 5,400～21,000円 看護師 6,600～26,500円 栄養士 6,600円 事務 6,600～9,500円 （年末年始） 医師 32,500～55,000円 技師 14,360～37,520円 看護師 14,360～37,520 円 栄養士 14,360～17,200 円 労務 14,360円 （待機） 医師・技師・看護師 1,300円（年末年始 3,690～16,250円）	異	業務内容 に応じ 4,400円～ 22,000円	77,449 千円	232,578 円
夜間勤務手当	市民病院 （勤務１時間当たりの給与 額の100分の25）×（午後 10時から翌朝午前5時ま での間に勤務した時間数）	同		89,353 千円	366,202 円